

議案第 1 2 号

君津市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

君津市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 5 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

こども家庭センターの業務を保健福祉センターで一体的に処理するため、君津市保健福
祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 1 年君津市条例第 3 号）の一部を改正し
ようとするものである。

君津市条例第 号

君津市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民の福祉の向上並びに健康の保持及び増進を図るため」を「地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項に規定するこども家庭センター及び地域福祉活動のための拠点である地域福祉センターとして」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

君津市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第2条 市は、<u>地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項に規定するこども家庭センター及び地域福祉活動のための拠点である地域福祉センターとして、君津市保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 市は、<u>市民の福祉の向上並びに健康の保持及び増進を図るため</u> <u>_____、君津市保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 保健福祉センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</u></p> <p>(1) <u>君津市保健センター</u></p> <p>(2) <u>君津市地域福祉センター</u></p> <p>(3) <u>君津市幼児ことばの相談室</u></p>